

参考資料

1. 業種別生産施設面積率一覧表

業種の区分		生産施設 面積率
第1種	・ 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・ 石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	・ 伸鉄業	40%
第3種	・ 窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、 ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45%
第4種	・ 鋼管製造業及び 電気供給業	50%
第5種	・ でんぷん製造業 ・ 冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	・ 石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業 (石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。) 及び高炉による製鉄業	60%
第7種	・ その他の製造業 ・ ガス供給業及び熱供給業	65%

※ 生産施設面積率：敷地面積に対する生産施設の面積の割合

2. 業種別既存生産施設用敷地計算係数一覧表

業種の区分		既存生産施設用 敷地計算係数
1	・ 他の項に掲げる製造業以外の製造業 ・ 熱供給業	1. 2
2	・ 化学調味料製造業 ・ 砂糖製造業 ・ 酒類製造業(清酒製造業を除く。) ・ 動植物油脂製造業 ・ でんぷん製造業 ・ 製材業・木製品製造業 ・ 造作材・合板・建築用組立材料製造業 ・ パルプ製造業 ・ 紙製造業 ・ 加工紙製造業 ・ 化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。))を除く。) ・ 石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業を除く。) ・ タイヤ・チューブ製造業 ・ 窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。) ・ 高炉によらない製鉄業 ・ 製鋼・製鋼圧延業 ・ 熱間圧延業 ・ 冷間圧延業 ・ 冷間ロール成型形鋼製造業 ・ 鋼管製造業 ・ 伸鉄業 ・ 鉄素形材製造業(可鍛鑄鉄製造業を除く。) ・ 非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。) ・ 非鉄金属・同合金圧延業 ・ 非鉄金属鑄物製造業 ・ 鉄骨製造業 ・ 建設用金属製品製造業 ・ 蓄電池製造業 ・ 自動車製造業 ・ 自動車車体・附随車製造業 ・ 鉄道車両製造業 ・ 船舶製造・修理業(長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。) ・ 航空機製造業 ・ 航空機用原動機製造業 ・ 産業用運搬車両製造業 ・ 武器製造業 ・ 電気供給業 ・ ガス供給業	1. 3
3	・ 有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。) ・ コークス製造業 ・ 板ガラス製造業 ・ 生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。) ・ はん用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)を除く。) ・ 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品製造業を除く。) ・ 産業用電気機械器具製造業 ・ 船用機関製造業	1. 4
4	・ ソーダ工業 ・ セメント製造業 ・ 高炉による製鉄業 ・ 非鉄金属第一次製錬・精製業	1. 5